

(平成21年度支援)

原状回復事業事例：福岡県混合廃棄物事案

事案の類型	廃棄物処理業者（中間処理）による混合廃棄物の不適正処理
事案の場所	福岡県広川町
行為者	福岡県春日市内 A社 代表取締役 B 福岡県志免町内 A社 元代表取締役 C 福岡県粕屋町内 A社 実質的代表者 D
規模及び種類	投棄面積；4,300m ² 投棄量；27,000m ³ ガラスくず、木くず、廃プラスチック類、がれき類
支障のおそれ	発煙箇所の増加、発煙量の増加、一部発火及び一部廃棄物の崩落が発生した。このため、ばい煙の発生や周辺への延焼、農作物への影響が生じるおそれがある。
対策工の概要	空気遮断により発煙を鎮静化させるため、整形、覆土、雨水排水溝の設置等を行った。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 - t
代執行費用	7,535,850円
支援した資金額	5,651,000円

代執行前



【事案概要】

行為者A社は、平成12年に許可を取得して廃棄物処理業を営む者であるが、平成18年9月頃から廃棄物の過剰保管を行った。

県は、平成19年1月、A社に対して嚴重注意を行ったところ、A社は3月に改善計画を提出するも、11月には発火事故を発生させた。

平成20年9月4日、県は、A社に対して、履行期限を4分割した改善命令を発出したが、第一の履行期限において命令が履行されなかったため、平成21年1月、A社に対して許可取消処分を行った。

その後、放置されていた廃棄物から、平成21年3月6日少量の発煙を確認、3月17日一部の発火を確認した。このため学識経験者との対策協議を行うとともに、発煙箇所数や発煙量の急激な拡大が確認されたため、平成21年5月、措置命令を発出するいとまがないとして、県は緊急代執行により支障の除去を行った。

代執行後

